

令和6年11月21日

箕輪町長 白鳥 政徳 様

箕輪町下水道運営審議会
会長 萩原 宏和

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年1月24日付5水管第195号で貴職から諮問された「下水道使用料の改定について」について、本審議会は審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 下水道使用料改定について

公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料を、現行より従量使用料と一時使用を10%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

下水道使用料（1箇月の税抜金額）

使用料区分		現行		改定	
		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
公衆浴場 以外	基本使用料	—	1,650円	—	1,650円
	従量使用料	10 m ³ まで	90円	10 m ³ まで	99円
		11 m ³ ～20 m ³	103円	11 m ³ ～20 m ³	113円
		21 m ³ ～30 m ³	115円	21 m ³ ～30 m ³	126円
		31 m ³ ～50 m ³	126円	31 m ³ ～50 m ³	138円
		51 m ³ ～70 m ³	148円	51 m ³ ～70 m ³	162円
		71 m ³ ～100 m ³	169円	71 m ³ ～100 m ³	185円
		101 m ³ ～300 m ³	199円	101 m ³ ～300 m ³	218円
301 m ³ ～	215円	301 m ³ ～	236円		
公衆浴場	基本使用料	—	1,650円	—	1,650円
	従量使用料	1 m ³ につき	33円	1 m ³ につき	36円
一時使用		1 m ³ につき	198円	1 m ³ につき	217円

2 改定理由

(1) 下水道事業経営の健全化

公営企業である下水道事業の経営は、独立採算が原則である。このため、汚水処理費としての維持管理費及び資本費は受益者負担による使用料で賄う必要があり、国ではその経費回収率を100%とすることを原則としている。平成30年度の使用料改定により令和2年度から令和4年度まで経費回収率は100%以上を上回っていたが、近年の物価高における電気代の高騰などにより令和5年度決算では88.93%となり使用料収入で賄えていない状況であり、不足分を一般会計からの繰入金で補っているところである。

下水道事業の公共性から公費負担すべき費用はあるものの、使用料で賄うべき費用に対して一般会計からの繰入金を充当し続けることは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つとなるとともに、下水道未整備地域居住の町民が税金という形で実質的に費用負担している状況は受益者負担の観点から望ましい状況とは言い難い。

独立採算性の原則から、下水道事業の経営健全化のためには、現段階で使用料改定を実施することはやむを得ないと判断する。

(2) 下水道事業経営の見通しと適正な使用料水準

令和5年度に改定した箕輪町下水道事業経営戦略の投資・財政計画の見通しでは、人口減少等による下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、下水道施設の老朽化対策にかかる事業費は増加する見込みであり、今後の下水道財政は、ますます厳しい局面を迎えることが予想されている。現行使用料を据え置いた場合、経費回収率は100%に達することはなく、収益的収支は令和18年度からマイナスとなる見込みである。経費回収率を来年度（令和7年度）から100%とするためには20%超の使用料改定が必要であるが、使用者への急激な負担増とならないように考慮する必要がある。

平成30年度から令和5年度の排除汚水量の分布を見ると、汚水量30m³/月以下の使用者が全体の9割強を占めている。単身世帯や高齢世帯等の少量使用者への影響を最小限度に抑えるため基本使用料は据え置き、従量使用料について10%の使用料改定としたい。今後、汚水処理原価は物価上昇の影響により増加することが予想されるが資本費、特に支払利息は借入元本の減少に伴い減少し令和11年度には経費回収率は再度100%に達する見込みである。

3 使用料改定時期

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになるため、使用料改定について、町民への十分な周知を行った上で令和7年度の使用料改定が望ましい。

また、今回の使用料改定により令和11年度において経費回収率は100%に改善することが見込まれることから、次回の使用料改定についてはその段階における将来の収支予測並びに令和11年度までの実績を踏まえて令和12年度に再度検討するものとする。

ただし、社会情勢の変化に対応して、この期間を短縮することを妨げない。

4 付帯意見

(1) 経営改善に向けた努力

将来にわたり下水道事業の安定経営を行うためには、財政基盤の強化を図り、黒字を継続させることに加え、下水道施設の適正な維持管理と更新を計画的に行っていくことが重要である。下水道事業経営戦略を定期的に見直し、経営の効率化や投資の最適化を進め、広域化・共同化の検討に取り組み効率的な事業運営と経営の健全化に努められたい。

(2) 不明水の削減

下水道施設に流入する排出元が明確でない地下水等不明水の流入を排除することは汚水処理経費を削減することにつながるため、国道 153 号バイパスに埋設されている主要幹線を中心に計画的な不明水調査により管渠の破損個所の補修を進め、有収率の向上に努められたい。

(3) 町民への説明

下水道使用料改定の実施にあたっては、町民に十分周知することが求められる。改定の内容や必要性にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組み等についても、丁寧にわかりやすい説明に努められたい。

(4) 定期的な審議会の開催

下水道の経営に関する事項について、情報の共有や意見交換ができるよう、定期的な審議会の開催に努められたい。

(5) 町民への負担軽減

住民生活への影響を考えると委員の中には使用料の引き下げの意見もありました。地方公営企業法の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないことを踏まえ、使用料改定がやむをえないのであれば、町民への負担をなるべく軽減するように努められたい。

審議経過

	開催日及び場所	概要
第1回	令和6年1月24日 箕輪町役場	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 下水道事業の概要について・ 下水道事業経営戦略の改定について
第2回	令和6年3月22日 箕輪町役場	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道使用料算定の基本的な考え方・ 今後10年間の見通しについて
第3回	令和6年6月26日 箕輪町役場	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道事業の経営状況について・ 箕輪町の下水道使用料の現在地
第4回	令和6年8月19日 箕輪町役場	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道使用料改定の考え方について・ 下水道使用料体系について
第5回	令和6年10月17日 箕輪町文化センター	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道使用料改定案について・ 下水道使用料改定の答申案について
第6回	令和6年11月21日 箕輪町役場	<ul style="list-style-type: none">・ 答申案最終確認・ 答申

箕輪町下水道運営審議会名簿

任期 令和6年1月24日～令和8年1月23日

	氏名	備考
会長	萩原 宏和	金融機関 八十二銀行箕輪支店長
副会長	小松 英樹	不動産会社 伊北不動産組合長
委員	伊藤 武	区長会 富田区長 (任期 令和6年1月24日～令和6年2月29日)
委員	下平 賢朗	区長会 富田区長 (任期 令和6年3月1日～令和8年1月23日)
委員	柴 卓一	長岡簡易水道組合長 (任期 令和6年1月24日～令和6年2月29日)
委員	金澤 博	長岡簡易水道組合長 (任期 令和6年3月1日～令和8年1月23日)
委員	高山 宜門	公認会計士 高山公認会計士事務所
委員	小松 ちよ子	商工会女性部長 (任期 令和6年1月24日～令和6年5月10日)
委員	原 久子	商工会女性部長 (任期 令和6年5月11日～令和8年1月23日)
委員	平林 さよ子	旧・箕輪町浄化槽維持管理組合長
委員	唐澤 修身	上下水道課長経験者
委員	南 朋子	町議会議員
委員	小野 文久	箕輪町社会福祉協議会 事務局長 (任期 令和6年1月24日～令和6年3月31日)
委員	小林 剛史	箕輪町社会福祉協議会 事務局長 (任期 令和6年4月1日～令和8年1月23日)